

東大阪市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次の者に中部地域・西部地域巡回乗合運行にかかる運賃収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 17 日

東大阪市長 野田 義和

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

大阪バス株式会社

代表取締役 西村 信義

東大阪市高井田中三丁目 6 番 21 号

2 委託した公金事務に係る歳入等の種類

中部地域・西部地域巡回乗合運行による運賃収入

3 指定をした日及び委託をした日

指定日 令和 8 年 7 月 24 日

委託日 令和 8 年 7 月 24 日

4 委託した期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 収納の方法

現金による